

第1号議案－1

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について

広島県職員証に関する訓令の一部を改正することについて、次のとおり提案します。

令和4年3月24日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

広島県職員証に関する訓令について、所要の改正を行う。

2 改正案

職員証の写真サイズを次のとおり変更する。

現 行 縦 3.0 センチメートル 横 2.5 センチメートル

改正案 縦 3.0 センチメートル 横 2.4 センチメートル

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

広島県訓令
 広島県議会事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県選挙管理委員会訓令第 号
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令

本
 地方機関
 議会事務局
 教育委員会事務局本庁
 教育委員会事務局地方機関
 学校以外の教育機関
 選挙管理委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 労働委員会事務局
 海区漁業調整委員会事務局

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦
 広島県議会議長 中 本 隆 志
 広島県教育委員会委員長 平 川 理 恵
 広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明
 広島県人事委員会委員長 加 藤 誠
 広島県代表監査委員 川 上 俊 幸
 広島海区漁業調整委員会会長 北 田 國 一

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県訓令
 広島県議会事務局訓令
 広島県教育委員会訓令
 広島県職員証に関する訓令（平成五年広島県選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>職員証 (略)</p> <p>備考 職員証の寸法 (略) 写真の寸法 (略) 県章の寸法 (略) 県章の色 (略)</p> <p>縦 2.4センチメートル 横 (略)</p>	<p>別記</p> <p>職員証 (略)</p> <p>備考 職員証の寸法 (略) 写真の寸法 (略) 県章の寸法 (略) 県章の色 (略)</p> <p>縦 2.5センチメートル 横 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

第1号議案－2

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止することについて、次のとおり提案します。

令和4年3月24日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の趣旨

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部改正に伴い、職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する。

2 訓令案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

広島県教育委員会訓令第 号

本
地 方 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関
県 立 学 校

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和四十一年広島県教育委員会訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会訓令は、令和四年四月一日から施行する。

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程

本 庁
 地 方 機 関
 学校以外の教育機関
 県 立 学 校

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年広島県条例第五号）第二条の規定により、任命権者が定める上級の公務員は、次表上欄に掲げる機関に勤務する当該中欄の職員にあつては、当該下欄に掲げる職にある者とする。

機 関	職 員	上級の公務員の職	
本 庁	係長（相当職を含む。以下同じ。）以上の職（教育長を除く。）にある者	教育長（教育長が不在のときは、管理部長）	
	その他の職にある者	非常勤の者以外の者	管理部長（管理部長が不在のときは、総務課の長）
		非常勤の者	課の長
地方機関及び学校以外の教育機関	係長以上の職にある者	教育長（教育長が不在のときは、管理部長）	
	その他の職にある者	機関の長（機関の長が不在のときは、その代行者）	
県立学校	校長、教頭、定時制主事、通信制主事及び事務長の職にある者	教育長（教育長が不在のときは、管理部長）	
	その他の職にある者	校長（校長が不在のときは、その代行者）	

備考

この表において「係長相当職」とは、職務の級別区分において係長と同等とされている職をいう。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。